



スリランカ沿岸警備庁職員への技術指導

また、平成 31 年 2 月には、スリランカに MCT 職員及び海上保安庁の海上災害対応の専門家である機動防除隊員等を派遣し、スリランカ沿岸警備庁職員に対して油防除技術に関する指導を行い、スリランカ沿岸域における油防除技術の向上に大きく貢献しました。

平成 31 年度からは 10 名体制として、引き続き、各国海上保安機関からの要請に応じて能力向上支援を実施していきます。

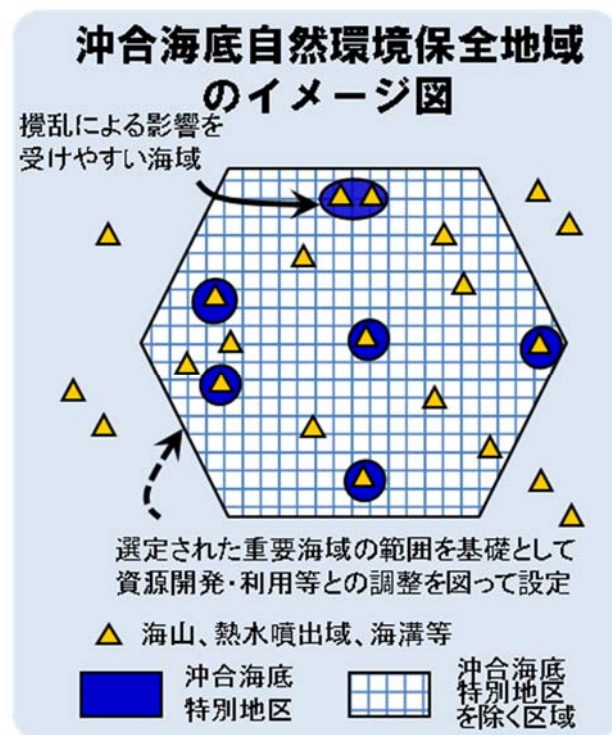
## 6 海域の利用・調整に関連した法律の制定等

### (1) 沖合域における海洋保護区の制度創設～自然環境保全法の改正～

生態系から得られる恵みを長期的かつ継続的に利用するためには、健全な生態系を維持管理していくことが重要です。海洋は大量の炭素を保有する「炭素の貯蔵庫」であるとともに、食料・水資源等の供給、さらにはレクリエーションや精神的安らぎの場にもなっており、これらを維持していくためにも、海洋の生物多様性を保全することが重要です。

このため、環境省では、まず我が国が環境を保全し得る領海及び排他的経済水域(EEZ)において、平成 28 年に「生物多様性の観点から重要度の高い海域」(重要海域)を公表し、その後、海洋保護区の制度の検討を進めました。平成 31 年 1 月には、中央環境審議会自然環境部会での、「沖合域における海洋保護区制度のあり方について」の答申を受け、新たに「沖合海底自然環境保全地域」として沖合域に海洋保護区を指定する制度を創設するための自然環境保全法改正案を取りまとめ、平成 31 年 4 月に国会の審議を経て成立しました。

今後、関係機関や専門家との調整を行いながら、現在有している科学的知見を基礎に、予防的な広がりや順応的な対応を念頭に、重要海域を踏まえて、実際の保護区の設定や保護管理を進めていく予定です。



## (2) 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の成立

海に囲まれ、かつ国土の面積も狭い我が国にとって、海洋再生可能エネルギー発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施が重要であることに鑑み、海洋に関する施策との調和を図りつつ、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用を促進することが求められています。

このため、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関し、関係者との調整の仕組みを定めつつ、海域の長期にわたる占用が可能となるよう、所要の措置を講ずるための「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」が、平成30年11月に国会で成立しました。また、施行に際して必要となる規定を整備するため、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行令」を平成31年4月に制定し、法の対象となる海洋再生可能エネルギー源を海域における風力とすること等について定められました。さらに、同法に基づき、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を令和元年5月に閣議決定しました。

引き続き、促進区域の指定、当該区域内の海域の占用等に係る計画の認定等を進め、海洋再生可能エネルギーの最大限の導入拡大を図っていきます。

**再エネ海域利用法基本方針**  
(海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針)

### 第1. 海洋再生可能エネルギー発電設備に係る海域の利用促進の意義及び目標

<b>意義</b>	「海洋の積極的な開発・利用」及び「再生可能エネルギーの長期的安定的な主力電源化」を実現するため、再エネ海域利用法に基づく措置を講ずることにより、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与する。				
<b>目標</b>	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;">①長期的、安定的かつ効率的な発電事業の実現 ・信頼性があり、国民負担抑制のためコスト競争力のある電源を導入</td> <td style="background-color: #e0e0e0;">②海洋の多様な利用等との調和 ・漁業等との共存共栄</td> <td style="background-color: #e0e0e0;">③制度運用における公平性・公正性・透明性の確保 ・適切な競争環境を確保</td> <td style="background-color: #e0e0e0;">④計画的かつ継続的な洋上風力発電導入の促進 ・継続的な市場形成 ・産業の健全な発展</td> </tr> </table>	①長期的、安定的かつ効率的な発電事業の実現 ・信頼性があり、国民負担抑制のためコスト競争力のある電源を導入	②海洋の多様な利用等との調和 ・漁業等との共存共栄	③制度運用における公平性・公正性・透明性の確保 ・適切な競争環境を確保	④計画的かつ継続的な洋上風力発電導入の促進 ・継続的な市場形成 ・産業の健全な発展
①長期的、安定的かつ効率的な発電事業の実現 ・信頼性があり、国民負担抑制のためコスト競争力のある電源を導入	②海洋の多様な利用等との調和 ・漁業等との共存共栄	③制度運用における公平性・公正性・透明性の確保 ・適切な競争環境を確保	④計画的かつ継続的な洋上風力発電導入の促進 ・継続的な市場形成 ・産業の健全な発展		

### 第2. 海洋再生可能エネルギー発電設備に係る海域の利用促進に関する施策に関する基本的な事項

<b>国による施策の実施</b>	<b>関係地方公共団体による施策の実施</b>
(1) 必要な情報の提供 ・海域利用や事業に必要な港湾施設の整備状況等 (2) 電力系統確保の推進 ・既存系統の活用等と次世代ネットワークへの転換 (3) 環境影響評価短縮化 ・環境への配慮が適切になされていることを前提に短縮 (4) 技術開発 ・経済性の改善、信頼性向上に向けた技術開発	地域との協調のために必要な施策の推進 ・許可権限に係る情報提供 ・先行利用者への情報提供 等

### 第3. 促進区域の指定に関する基本的な事項

<b>基本的な考え方</b>	<b>協議会の運営に関する事項</b>	<b>知事、協議会の意見の取り扱い</b>
・基準への適合、海洋施策との調和等を踏まえて指定。 ・手続きにおいて公平性・公正性・透明性を確保。 ・計画的かつ継続的な区域指定を目指す。 ・関係府省庁の長と協議し、関係地方公共団体の長や協議会の意見を聴き、支障があると見込まれる区域は指定しない。	・関係者と十分に意思疎通を行い、丁寧に協議。 ・地域・利害関係者から提出された意見は十分に配慮。 ・協議会での協議が調った意見については、公募占用指針に反映する等、協議結果を尊重する。 ・工事着手等の主要なタイミングに協議会等を適時設ける。	・漁業等海洋に関する施策に支障を及ぼすおそれがあるという意見が提出された場合、その意見を十分に尊重する。

### 第4. 海洋の多様な開発等との調和に関する基本的な事項

・漁業その他の海洋の多様な開発及び利用との調和（漁業や航行等多様な開発及び利用への配慮、将来の撤去費用の確保等）  
 ・海洋環境の保全との調和（促進区域指定の際の海洋環境の保全との調和、反映すべき事項がある場合はその事項を勘案した公募占用指針の策定等）  
 ・海洋の安全の確保その他の海洋に関する施策との調和（航路との離隔距離、発電設備の安全な構造や維持管理に係る基準の策定等）

### 第5. 基地港湾に関する基本的な事項

・高耐荷重等を有する港湾施設を備えており、部材の輸送等に利用できる港湾と促進区域が一体的に確保される必要がある。

### 第6. その他

・経済産業大臣と国土交通大臣は、事業者の事務的な負担の軽減のための配慮等するものとする。

### (3) 水産政策の改革について～漁業法等の一部を改正する等の法律～

我が国の周辺には豊かな漁場が広がっており、日本の水産業は多種多様な水産物を国民に供給しています。

しかしながら、日本の漁業生産量は30年間で約3分の1に減少し、漁業を担う漁業就業者は高齢化が進むとともに減少傾向が続いています。また、気候変動等による海洋環境の変化が水産資源の分布・回遊にも大きな影響を与えかねないこと、日本の周辺水域で外国漁船の操業が活発化していること、我が国が本格的な人口減少社会に入り、高齢化も著しく進んでいることなど、漁業や漁村を取り巻く環境変化のリスクも大きくなっています。

一方で、生産現場においては、地域の漁業の課題の解決に向けて漁業者が主体的に取り組む「浜の活力再生プラン」など、漁業者の所得向上や浜のにぎわいの維持のための様々な動きが生まれています。また、情報通信技術(ICT)などの新技術の活用も可能となってきました。

このような状況下で、将来を見据えたときに、日本の水産業が変化に対応して発展できる仕組みに変えていくことは待ったなしの状況にあると考えられます。

こうした背景を踏まえ、平成29年4月に閣議決定された新たな水産基本計画においては、数量管理等による資源管理の充実や漁業の成長産業化等を強力に進めるために必要な施策について、関係法律の見直しも含め、引き続き検討し、平成29年12月には「水産政策の改革の方向性」を、平成30年6月には水産政策の改革の具体的な内容を定めた「水産政策の改革について」を「農林水産業・地域の活力創造プラン」(農林水産業・地域の活力創造本部決定)に盛り込みました。

「水産政策の改革について」において、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢のバランスの取れた漁業就業構造を確立することを目指して次のような改革を行うこととし、必要な法整備等を速やかに行うこととしました。

- 1) 新たな資源管理システムの構築
- 2) 漁業者の所得向上に資する流通構造の改革
- 3) 生産性の向上に資する漁業許可制度の見直し
- 4) 養殖・沿岸漁業の発展に資する海面利用制度の見直し
- 5) 水産政策の改革の方向性に合わせた漁業協同組合(漁協)制度の見直し
- 6) 漁村の活性化と国境監視機能を始めとする多面的機能の発揮

「水産政策の改革について」の内容のうち、資源管理措置、漁業許可及び漁業権などの漁業生産に関する基本的制度並びに漁業協同組合等に関する制度について必要な法整備を検討し、平成30年11月に「漁業法等の一部を改正する等の法律案」を国会に提出し、同年12月8日に成立、同月14日に公布されました。

なお、施行は、一部の規定を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日としています。

## 漁業法等の一部を改正する等の法律の概要

### 趣 旨

漁業は、国民に対し水産物を供給する使命を有しているが、水産資源の減少等により生産量や漁業者数は長期的に減少傾向。他方、我が国周辺には世界有数の広大な漁場が広がっており、漁業の潜在力は大きい。適切な資源管理と水産業の成長産業化を両立させるため、資源管理措置並びに漁業許可及び免許制度等の漁業生産に関する基本的制度を一体的に見直す。

### 改正の概要

#### I 漁業法の改正（※海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（TAC法）を漁業法に統合）

<b>（１）新たな資源管理システムの構築</b>	<b>（３）養殖・沿岸漁業の発展に資する海面利用制度の見直し</b>
<b>科学的根拠に基づき目標設定、資源を維持回復</b> <u>【資源管理の基本原則】</u> ・資源管理は、資源評価に基づき、漁獲可能量(TAC)による管理を行い、持続可能な資源水準に維持・回復させることが基本（第8条） ・TAC管理は、個別の漁獲割当て（IQ）による管理が基本（IQの準備が整っていない場合、管理区分における漁獲量の合計で管理）（第8条） <u>【漁獲可能量（TAC）の決定】</u> ・農林水産大臣は、資源管理の目標を定め、その目標の水準に資源を回復させるべく、漁獲可能量を決定（第11条） <u>【漁獲割当て（IQ）】</u> ・農林水産大臣又は都道府県知事は、漁獲実績等を勘案して、船舶等ごとに漁獲割当てを設定（第17条） ・割当量の移転は、船舶の譲渡等、一定の場合に限定（第22条）	<b>水域の適切・有効な活用を図るための見直しを実施</b> <u>【海区漁場計画の策定プロセスの透明化】</u> ・都道府県知事は、計画案について、漁業者や漁業を営もうとする者等の意見を聴いて検討し、その結果を公表 ・知事は海面が最大限に活用されるよう漁業権の内容等を海区漁場計画に規定（第62条～第64条） <u>【漁業権を付与する者の決定】</u> ・既存の漁業権者が漁場を適切かつ有効に活用している場合は、その者に免許。既存の漁業権がない等の場合は、地域水産業の発展に最も寄与する者に免許（法定の優先順位は廃止）（第73条） <u>【漁場の適切・有効な活用の促進】</u> ・漁業権者には、その漁場を適切・有効に活用する責務を課すとともに、漁場活用に関する情報の報告を義務付け（第74条、第90条） <u>【沿岸漁場管理】</u> ・漁協等が都道府県の指定を受けて沿岸漁場の保全活動を実施する仕組みを導入（第109条～第116条）
<b>（２）生産性の向上に資する漁業許可制度の見直し</b>	<b>（４）漁村の活性化と多面的機能の発揮</b>
<b>競争力を高め、若者に魅力ある漁船漁業を実現</b> ・漁船の安全性、居住性等の向上に向けて、船舶の規模に係る規制を見直し（第43条） ・許可体系を見直し、随時の新規許可を推進（第42条） ・許可を受けた者には、適切な資源管理・生産性向上に係る責務を課す。漁業生産に関する情報等の報告を義務付け（第52条）	国及び都道府県は、漁業・漁村が多面的機能を有していることに鑑み、漁業者等の活動が健全に行われ、漁村が活性化するよう十分配慮（第174条） <b>（５）その他</b> ・海区漁業調整委員会について、漁業者代表を中心とする行政委員会との性質を維持。漁業者委員の公選制を知事が議会の同意を得て任命する仕組みに見直し（第138条） ・密漁対策のため罰則を強化（第132条、第189条）

#### II 水産業協同組合法の改正

##### 水産改革に合わせた漁協制度の見直し

販売のプロの役員への登用、公認会計士監査の導入等により事業・経営基盤の強化を図る。